

第 8 回 上下水道事業審議会 議事録

第 8 回 上下水道事業審議会 議事録		
日	時	令和 6 年 12 月 26 日（木） 午後 3 時から午後 4 時 52 分まで
場	所	福崎町役場 大会議室
出席者	委員	瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、沖田委員、小幡委員、松岡委員、田中委員、後藤委員、勝本委員、
	事務局	尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、植戸係長、藤岡係長
欠席者	委員	近藤委員

開会

あいさつ

会長あいさつ

町長あいさつ

協議

- 1 受益者負担金と新規加入金の検討について
- 2 答申案の検討について

内容

事務局：協議事項 1「受益者負担金と新規加入金の検討について」資料に沿って説明

委員：資料「受益者負担金と新規加入金の検討」の下から 2 行目に「世代間格差を無くし、公平性を確保する観点から、受益者負担金の額は現行を維持する」とあるが、上の資料からこの結論が導き出せるのか。

会長：これは、受益者負担金の金額を据え置きにするという意味である。これまでの利用者が払った受益負担金と将来新規に加入する方が払う受益者負担金を同じ金額にするという意味で「世代間格差をなくす」という表現にしている。

委員：私は、受益者負担金と新規加入金の金額を統一することについて反対ではない。ただ、新規加入金について、地域ごとに金額が違っている理由について理解しておく必要がある。新規加入金の額はそれぞれの地域の処理施設の事業費から決定されたと理解しているが、事務局の考えはどうか。

事務局：委員ご指摘のとおりです。農業集落排水区域ごとで事業費が異なっており、その事業費をもとに新規加入金を決定したという経緯から、各地区で新規加入金の金額が異なっ

ています。この度、公共下水道使用料と農業集落排水の使用料の料金体系を統一することにあわせ、公平性の観点から受益者負担金と新規加入金の金額を統一させようとするものです。

会長：福崎町では、将来的に、農業集落排水をすべて公共下水道に接続していくという投資計画が作成されている。この計画に基づいて、受益者負担金と新規加入金の金額の統合が検討されている。

委員：農業集落排水地域の方が公共下水道に接続しようとする場合、新規加入金は値上げになるのか、それとも値下げになるのか。

公営企業管理者：500 m²の土地を農地転用し住宅を建設した場合の受益者負担金は200,000円となり、新規加入金よりも高くなります。200 m²の土地に住宅を建設した場合の受益者負担金は125,000円で、現在の新規加入金の額とあまり変わりません。面積が広くなればなるほど、新規加入金より受益者負担金の方が高くなります。

委員：配布資料「1. 受益者負担金と新規加入金の検討」の中段あたりに「農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業の使用料体系に統一し、使用料改定を行うのに際し、受益者負担金（新規加入金）についても地域間格差を無くす観点から・・・」と記載があるが、「農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業の使用料体系に統一し、使用料改定を行うのに際し、新規加入金（受益者負担金）についても地域間格差を無くす観点から・・・」の方がいいのではないか。

事務局：受益者負担金と、新規加入金を受益者負担金に統合するという意味でこのように記載しています。

委員：それならば、「受益者負担金（新規加入金）」部分を削除し、「農業集落排水事業の使用料体系を公共下水道事業の使用料体系に統一し、使用料改定を行うのに際し、地域間格差を無くす観点から・・・」としたほうが分かり安いと思う。

会長：委員ご指摘のとおり「受益者負担金（新規加入金）についても」部分の削除をお願いする。
他に意見はないか。

委員：「ありません」の声あり。

会長：それでは事務局案のとおり、受益者負担金と新規加入金を統合するということでもいいか。

委員：「異議なし」の声あり。

事務局：追加資料①、追加資料②について説明

会長：それでは委員の方のご意見をお伺いする。

委員：資料②を見ると1ヶ月の水使用量が102 m³未満の場合は、使用料単価が污水处理原価を下回っている。当初から原価を割るような料金設定は良くないのではないか。事業をする場合、原価プラスαの数字を基準に単価を決めるべきである。全体の99%が原価割れでサービスを利用している状況は良くないと感じる。この状況は、残りの1%の人が負担している状態である。最初から原価割れの状況は、経営上リスクがある。

事務局：事業全体で考えると、改定後の料金では経費回収率100%を維持しています。ただこれは委員ご指摘のとおり、残り1%の大口使用者が不足分を補てんしている状況です。

委員：できる限り受益者負担の原則にそった料金体系にするのがいいと感じる。町民のみなさんも少しくらいの料金値上げなら納得されるのではないかと。多少の資金を確保しておかなければ、将来に向けての投資ができない。

公営企業管理者：委員ご指摘のとおりです。今回の料金改定を行っても本町の料金体系では、1ヶ月102 m³以上使用されている大口使用者の方の使用料収入に頼った構図となっています。この状況を少しでも改善しようと、基本料金を980円から1,200円へ改定し、幅広く大勢の方にご負担していただく案とさせていただいております。一度に急激な改定は、住民の方のご理解を得られないため、次回の料金改定の際に見直していきたいと思います。

会長：今回の料金改定ですべての課題を解決するのは難しい。料金体系については、定期的に見直しを行うことが必要である。

委員：私は、水道と下水道は最も重要なインフラだと思っている。このような観点から独立採算制の考え方で料金改定をするのは間違っていると思う。この考え方で料金改定を行うと、料金が非常に高くなってしまう。このことは問題である。減価償却費部分は公費で負担すべきである。私は経費を見直し、無駄を省きさえすれば、料金値上げをしなくても十分経営は成り立つと考えている。本当に必要な経費を精査したうえで、町民に負担を求めるべきである。

公営企業管理者：資料①は、総務省の公表されてるデータをもとに作成しています。福崎町は処理区域内人口1人あたり企業債残高が類似団体の中で一番高くなっていますが、これは、供用開始後、年数が経過していないことが原因です。企業債については、毎年2億円以上償還しているため、徐々に企業債残高が減少し、状況が改善される予定です。

委員ご指摘のとおり減価償却費の占める割合が大きくなっていますが、この部分については、総務省の繰出し基準に基づき、一般会計から補てんしていただいている状況です。

会長：資料①は、総務省の統一的な基準に基づいた公表資料から作成した資料であり、客観的な事実に基づいてお示ししたものである。9月30日に開催された第6回審議会資料8ページをご覧ください。この資料には使用料対象経費が示されている。10年間の収益的支出8,369,863,000円のうち使用料対象経費は4,107,202,000円(49.1%)、基準内繰入金は2,231,074,000円となっている。基準内繰入以外に一般会計から繰入をするということは、福祉、環境、教育など一般会計の予算を削って、下水道使用料に補てんするという事になる。このように他の予算を削って、下水道事業に補てんするということを果たして住民の皆さんが希望されていることなのか。委員の皆さんには、この点についてご検討いただきたい。

委員：資料①について、汚水処理原価は汚水処理費用を年間有収水量で割っているため、大変分かりやすい。しかし、職員給与費対営業収益比率は、職員給与費を営業収益で割っているため非常に分かりにくい。

資料②について、1日102 m³より少なく使用している人は全体の99%あり、その人たちは原価割れでサービスを受けていること、そして、残りの1%の大口使用者がその不足分を補っている結果、経費回収率100%を維持できていると事務局から説明があった。このような大口に頼った料金改定案は疑問である。

会長：資料①について、これは決まった経営指標のため、計算式を変更することは難しい。職員給与費対営業収益比率は、収益に占める職員給与費の割合を表したものである。汚水処理原価は、1立米当たりの汚水処理原価を求めるものであるため、分母が年間有収水量になっている。このような理由から、分母が違っている。

委員：営業収益は、収入から必要経費を差し引いたものか。

会長：営業収益は主に料金収入のことである。必要経費を差し引いたものではない。

公営企業管理者：2点目のご質問についてご回答します。先程委員から、今回の料金改定案では、大口利用者の負担が大きすぎるのではないかとのご指摘をいただいています。前回までの審議会では、料金改定案A案、B案をご提示しておりましたが、この2案ではあまりにも大口使用者に頼りすぎているとのご指摘から、新たにC案を作成したものです。C案はA案B案よりも基本料金部分を高く設定し、広くみなさんに負担していただくことで大口利用者の負担を若干緩和した案となっています。全ての課題について解決ができたわけではありませんが、A案、B案よりC案は大口使用者に頼らない案となっています。

会長：これまでの料金設定は、水道や下水道を普及させることを目的として設定されているため、少量使用者の使用料単価を安く設定している。ただ、普及の時代が終わった現在は、維持の時代に入っている。そのような時代において、果たして従来のままの料金体系でいいのか、まさにこの点について検討していかなければいけない。

先程事務局から回答があったように、一足飛びで完璧な料金改定することは難しい。現在の料金体系の不都合な点については定期的に見直す必要がある。

委員：先程委員から「水道は非常に大切だ」という意見があった。私もそう思う。大切なものだからこそ、多少の負担を支払っても維持していただくだけの財源の確保が必要なのではないかと感じる。

町長：今回の料金改定では、経費回収率が100%になる案を数パターン提示し、その中で一番大口使用者に頼らない案を選択しています。料金体系については、今後も定期的に見直しを重ね、最善の料金体系になるよう努力していきたいと思います。

委員：福崎町は20年来料金改定を行っていない。これからは大切な下水道事業を持続可能なものとするために、使用料水準が適正なのかについても継続的に見直していくということを答申に記載していただきたい。

会長：他に意見はないか。

委員：「ありません」の声あり。

会長：それでは次の協議事項に入ることにする。

事務局：協議事項2「答申案の検討について」答申案朗読

会長：答申案①、答申案②について、審議会の案としてどちらの案が相応しいのか決めていきたい。

委員：答申案①、答申案②ではそれほど差がない。答申案というのは、審議会としての案を記載するものである。少数意見は本文に記載せず、別紙として記載する答申案①が望ましいと考える。

委員：3 ページ（4）に改定後の料金についての記載がある。ここで、採決の結果について記載されないのか。

事務局：答申書は、全体の意見を記載するものと考えています。賛成多数や、全会一致など採決の結果については記載しておりません。

瓦田会長：答申書は、審議会全体の意見を記載し、審議の過程については、会議録に記載し、公開している。

委員：私はこの審議会の委員であるが、議会において下水道使用料値上げの議案が提出された際には、その議案に反対の立場をとっていくことを先に宣言しておく。

会長：少数意見も大切な意見である。事務局は、委員の意見について本日の会議録に記載してください。

委員：全体的な表現について、「するのが望ましい」との記載が多くあり、非常に曖昧な言い方であると感じる。「一応検討はするが、多分何もしません」と言っているようである。この答申書は、具体的な取組の記載がなく、抽象的な印象を受ける。

公営企業管理者：何もしないという訳ではなく、審議会には強制力がないため、このような表現が慣例となっています。

会長：審議会として意見を申し上げることはできるが、決定する権限はない。また、答申案はページ数も限られていることから、審議の内容の全てを記載することはできない。全ての内容は審議会資料及び会議録でご確認いただくより仕方がない。

1 点ご提案申し上げます。福崎町上下水道事業審議会は常設の委員会ではないが、この委員会を常設の委員会として設置している自治体が増えている。常設の委員会では、毎年1 回～2 回審議会を開催し、予算や決算について、委員の皆さんに説明している。加えて前回提出した答申書の内容について、その後きっちり履行されているのか事務局から報告があり、委員が進捗状況を確認している。今後、福崎町は上下水道事業審議会をどのように

運営されるのかご検討いただきたい。

委員：私は案②がいいのではないかと考えている。案①のように別紙にその他意見を付けた場合、なぜ別紙でこのような意見が記載されたのか理由が必要になる。審議会の中で提出された意見なのだから、案②のように、付帯意見の末尾に記載する方がいい。

会長：付帯意見として記載する場合、審議会全体の意見であることを意味する。私たちは、経営基盤となるべき使用料水準の適正化、区域によって異なる使用料体系の統一、受益者負担金と新規加入金の統一という３点について諮問を受けている。公営企業管理者の設置問題は諮問を受けていない。そもそも公営企業管理者を設置するかどうかについて、上下水道審議会が決定できるものではない。議会で検討し決定していただく案件であると認識している。

このような理由から、案②のように本文に公営企業管理者の設置問題を記載することは、上下水道事業審議会の権限を越えている気がする。

委員：それなら、この赤字部分は記載しなくてもいいのではないか。諮問された事柄についてのみ答申し、それ以外のことは会議録を確認していただいたらいい。わざわざ諮問されていない事柄まで答申書に記載しなくてもいい。

委員：案①のように別紙で少数意見を記載した場合、議会で審議しやすくなる。事務局から、「答申書の中に少数意見を載せている自治体ごく稀にある」と報告を受けている。少数意見を提出された委員から「ぜひ私の意見も記載してほしい」とのことだったので、案①のように別紙にその他意見を付けるのがいいと考えている。

委員：特に別紙で記載しなくても、議会から委員が３人も選出されているのだから、議会へは議員の方が説明してくだされば足りることではないか。先程会長がおっしゃったように、答申書というのは諮問があった事項について記載するものだと思う。議会で議論しやすくなるから案①のように別紙に記載してほしいという意見は納得できない。

会長：委員ご指摘のとおりである。私も少数意見を答申書に記載しないほうがいいと考えている。少数意見を別紙として記載した案①、少数意見を付帯意見の中に記載した案②、少数意見は記載しない案③、この中から多数決により審議会としての答申案を決めていきたい。

委員：私は管理者設置問題は、使用料水準の適正化の範囲内であると認識している。つまり、使用料水準の適正化を考える際、きちっとした経費を見込まなければいけないからである。無駄を省かないで、費用が大きいままでは使用料の適正化は実現しない。管理者設置問題は、私にとっては別件ではない。

委員：私は、当初、管理者設置問題は、適正な料金水準の検討に必要である観点から付帯意見として記載したほうがいいと感じていたが、会長から管理者設置問題は町長からの諮問事項に入っていないと説明を受けたため、それならば、あえて記載しなくてもいいとの結論に至っている。

副会長：付帯意見に「接続率の向上や経費削減など収支の改善につながる取り組みをしっか

り行うことが望まれる」と記載がある。私はこの文言に管理者の問題も含まれるものと解している。私は、答申書の中に少数意見を記載しなくてもいいと考えている。

会長：それではこれより採決を行います。少数意見を答申書案に記載することに賛成の方は挙手願います。

委員：挙手4名。

会長：少数意見を答申書案に記載しなくてもよいとお考えの方は挙手願います。

委員：挙手6名。

会長：それでは少数意見の記載がない答申書を審議会から町長へ提出します。

事務局：準備が整いましたので、会長から町長へ答申書をご提出ください。

(会長から町長へ、答申書を提出)

続いて、工業用水道料金のあり方について諮問を行います。

(町長から会長へ、諮問書を朗読の上提出)

この件についてのご審議は、次回以降を予定しておりますので、本日は諮問書の授受のみとさせていただきます。

次回の審議会は1月30日(木)午後3時から開催します。ご出席よろしく申し上げます。

副会長：閉会あいさつ